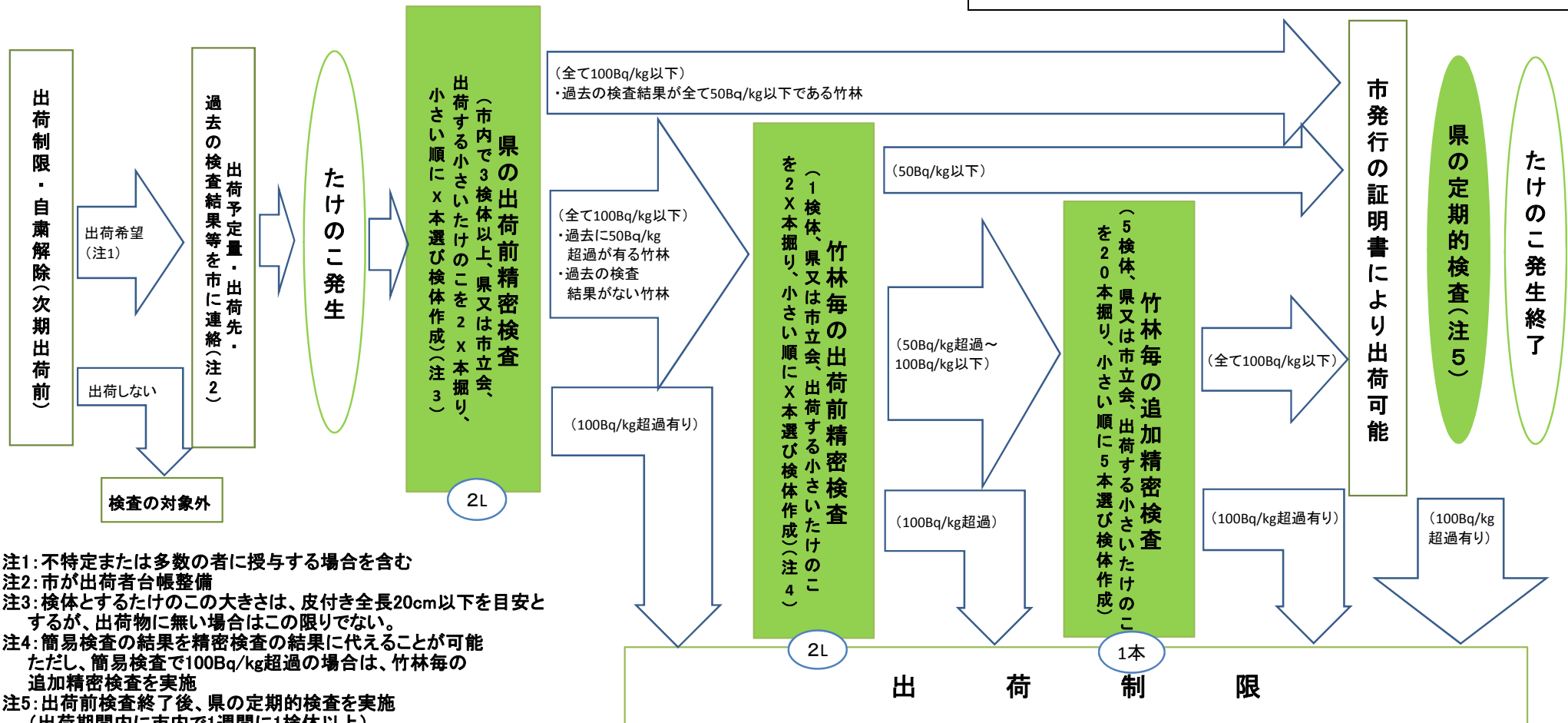


たけのこ出荷制限・自粛解除後の検査の流れ(平成27年1月22日解除4市用)

たけのこ出荷制限・自粛解除後の検査体制(平成27年1月22日解除4市)

- 出荷前検査
 - 過去の検査結果が全て50Bq/kg以下である竹林
市ごとに3検体の出荷前検査を行い、基準値以下であることが確認された後、市から証明書が発行される。
 - 過去の検査で50Bq/kgを超過した竹林及び過去に検査を行っていない竹林
市ごとの3検体の出荷前検査に加えて、竹林ごとに県検査又は市検査により、基準値以下であることが確認された後、市から証明書が発行される。ただし、この検査で50Bq/kgを超えた竹林については、再度検査を実施し、基準値以下であることを確認した上で証明書が発行される。
- 定期的検査
市ごとに出荷期間内の1週間に1回を基準とする定期的検査を行う。



- 注1: 不特定または多数の者に授与する場合を含む
注2: 市が出荷者台帳整備
注3: 検体とするたけのこの大きさは、皮付き全長20cm以下を目安とするが、出荷物に無い場合はこの限りでない。
注4: 簡易検査の結果を精密検査の結果に代えることが可能
ただし、簡易検査で100Bq/kg超過の場合は、竹林毎の追加精密検査を実施
注5: 出荷前検査終了後、県の定期的検査を実施
(出荷期間内に市内で1週間に1検体以上)